

# 熊本市有害鳥獣地域駆除隊事業実施要綱

制定	令和元年	8月29日	市長決裁
改正	令和2年	2月26日	農水局農政部長決裁
	令和2年	4月1日	農水局農政部長決裁
	令和3年	1月4日	農水局農政部長決裁
	令和4年	2月16日	農水局農政部長決裁
	令和5年	3月1日	農水局農政部長決裁
	令和6年	2月22日	農水局農政部長決裁
	令和6年1月14日		農水局長決裁
	令和7年3月21日		農水局長決裁
	令和7年9月11日		農水局長決裁

## (趣旨)

第1条 この要綱は、本市における農作物被害及び生活環境被害に係る鳥獣被害対策の更なる効率化を推進するため、集落内の農業者や地域住民が隊員となる、住民参画による地域ぐるみの対策等の取組を実施し、本市における有害鳥獣による農作物被害及び生活環境被害の防止を図ることを目的とする。

## (事業)

第2条 熊本市有害鳥獣地域駆除隊事業（以下「事業」という。）は、熊本県が定める第13次鳥獣保護管理事業計画書に掲げる「有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業」に基づき、狩猟免許を所持した隊長を中心とした地域駆除隊を組織し、本市及び熊本市有害鳥獣駆除隊（以下「市駆除隊」という。）と連携しつつ、地域農業者及び住民と協力し、「鳥獣被害に強い地域づくり」にするための事業を実施する。

2 この事業の実施については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、電波法（昭和25年法律第131号）等関係法令、熊本・山鹿地域広域鳥獣被害防止計画、熊本県が定める第二種特定鳥獣管理計画、熊本県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（昭和54年規則第28号）等に定めのあるものほか、この要綱によるものとする。

## (事業の実施主体)

第3条 事業の実施主体は、熊本市有害鳥獣地域駆除隊（以下「地域駆除隊」という。）とする。

## (対象鳥獣)

第4条 事業の実施において捕獲する対象鳥獣は、イノシシ、ニホンジカ、タヌキ、アナグマ、カラス類、ヒヨドリ、ハト類、その他農作物被害や生活被害を及ぼす鳥獣とする。

## (捕獲許可方針)

第5条 市長は、前条に定める鳥獣による被害等の状況を的確に把握し、その結果、被害等が防止できないと認められるときに捕獲を許可する。

2 市長は、現に被害が起きた場合に被害実態への対処として実施する対処捕獲及び被害等のおそれがある場合に実施する予察捕獲を許可できるものとする。

3 熊本県が定める第13次鳥獣保護管理事業計画書に基づき作成した熊本市有害鳥獣捕獲計画（予察計画）に記載されている鳥獣及び地区については、予察捕獲を行うことができるものとする。

（活動区域）

第6条 地域駆除隊の活動区域は原則として別表に定める集落内とし、年度を単位として公募するものとする。

2 市駆除隊と地域駆除隊の双方に所属し活動することはできないものとする。

（活動区域内の同意）

第7条 地域駆除隊は、事業の実施前に、活動区域の農業者の代表（集落農区長又は農家組合長）及び自治会長の同意を得るものとする。

（地域駆除隊の組織）

第8条 地域駆除隊は、活動区域内に居住または熊本市内に居住し活動区域内で営農等就業する農業者及び住民で組織するものとする。

2 地域駆除隊は、わな狩猟免許を所持している2名以上の隊員と、狩猟免許を所持していない捕獲補助員の合計10名以上の隊員で構成するものとする。

3 地域駆除隊は、狩猟免許を所持している隊員の中から、隊長、副隊長をそれぞれ1名選任し、隊長は隊を統括するものとする。

4 隊長及び副隊長は、捕獲補助員を適正に指導、監督しなければならない。

5 捕獲補助員は、事業実施前に本市等が開催する安全講習会を受講しなければならない。

6 捕獲補助員は、隊長及び副隊長の指導、監督のもと、捕獲補助作業を行うものとする。

7 捕獲補助員が行う作業は、次のとおりとする。

（1）捕獲補助員が単独で行える作業

ア 箱わな、くくりわなの見回り

イ 箱わなの餌まき

（2）狩猟免許所持者が同行のもと行える作業

ア 箱わな、くくりわなの設置及び撤去の補助

イ 箱わな、くくりわなの捕獲個体の止め刺しの補助

ウ 捕獲個体の埋設等処分の補助

8 狩猟免許を所持している隊員は、狩猟災害共済又は損害保険（保険金額3千万円以上）などに加入しており、有害鳥獣の捕獲等に伴う事故等により他人に生じた損害に対して、賠償し得る能力を有する者であること。

（使用する猟具及びその取扱い要件）

第9条 地域駆除隊が使用する猟具は「箱わな」及び「くくりわな」に限る。ただし、止めさし及び鳥類駆除に係る銃器使用については、安全性や緊急性を十分配慮したうえで行えるものとする。

2 鳥類の銃器による駆除については、第一種及び第二種銃猟免許を取得した隊員のみが実施できるものとする。

- 3 銃器使用及びわな捕獲の狩猟者登録（熊本県への狩猟者登録）については、次のとおりとする。
- ア 銃器による捕獲等を行う者は、過去3年以内に狩猟者登録を受けて1年以上経過している者。
- イ くくりわなにより捕獲等を行う者は、最初に狩猟者登録を行った日から1年以上経過している者。
- ウ 箱わなによる捕獲等を行う者は、狩猟者登録を受ける、または本市等が開催する安全講習会を受講すること。
- 4 わなの移動、見回り、餌補充等の管理、捕獲後の止めさし及び捕獲等指示書に記載の適正な処理についても適切に自らの団体内において対応すること。

（実施申請及び決定等）

第10条 地域駆除隊は、事業を実施する場合、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 熊本市有害鳥獣地域駆除隊事業実施申請書（様式第1号）
- (2) 事業実施計画書（様式第2号）
- (3) 地域駆除隊隊員名簿（様式第3号）
- (4) 狩猟免許等確認書（様式第4号）
- (5) 有害鳥獣捕獲活動についての同意書（様式第5号）
- (6) 地域駆除隊の規約
- (7) 活動集落の地図
- (8) 狩猟免状、銃砲所持許可証、共済保険及び損害保険（ハンター保険等）の写し
- (9) その他、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があった場合、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは、熊本市有害鳥獣地域駆除隊決定通知書（様式第6号）を交付する。

3 市長は、前項の決定通知書を当該地域駆除隊に交付した場合には、集落を代表する農区長及び農業者の代表（集落農区長又は農家組合長）、自治会長、市駆除隊、隣接する地域駆除隊等に対して熊本市有害鳥獣地域駆除隊の決定通知（様式第7号）により、活動計画等の情報提供を行うものとする。

（捕獲等の申請及び許可）

第11条 市長は、前条により当該地域駆除隊を決定した場合には、法第9条第2項に基づき、捕獲等の申請を行うこととする。

2 市長は、前項の申請を受け法第9条第1項に基づき許可するものとする。

（従事者証の申請交付）

第12条 市長は、前条の許可を受けた場合には、法第9条第8項に基づき、捕獲等に従事する者（以下「従事者」という。）の申請を行うこととする。

2 市長は、前項の申請を受け法第9条第8項に基づき、従事者であることを証明する従事者証を交付することとする。

（従事者証の返納）

第13条 地域駆除隊は、有害鳥獣捕獲の捕獲期間が終了した後30日以内に従事者証を本市に返納するものとする。なお、返納する場合は、従事者証の報告欄に捕獲頭数等の実績を記

載し返納するものとする。

（事業実施上の留意事項）

- 第14条 地域駆除隊は、市駆除隊の助言及び指導を受けることができる。
- 2 地域駆除隊は、捕獲活動を実施する集落内の農業者や住民と十分に調整して活動を行うとともに、隣接する他の地域駆除隊との活動区域について十分に調整を行わなければならない。
- 3 地域駆除隊は、活動の実績及びわな設置状況について、翌月10日までに有害鳥獣捕獲実績報告書（様式第8号）により市長に報告するものとする。
- 4 鳥類駆除及び止めさしを行う場合は、銃器による事故防止を図るため、明るいオレンジ色の帽子及びベストを着用し、藪の中や遠方及び薄暗い場所でも見分けができる獵装とすること。

（公道における銃器使用の届出）

- 第15条 地域駆除隊は捕獲許可期間中に、許可の内容に基づき、公道において銃器を使用する場合にあっては、実施予定場所を所管する警察署、近隣の熊本市有害鳥獣駆除隊、農区長及び自治会長等に日程等を事前に周知するため、実施する日の7日前までに公道における銃器使用計画書（様式第9号）及び公道における銃器使用の実施予定場所が分かる地図等を提出しなければならない。

- 2 前項の実施計画書を提出した後の実施予定場所の変更は認めないものとする。

（住所氏名等の変更）

- 第16条 地域駆除隊の隊員は、事業期間中に住所又は氏名等の変更があった場合は、住所等変更届（様式第10号）に当該従事者証を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 地域駆除隊の隊長は、事業期間中に地域駆除隊の住所又は団体名等の変更があった場合は、住所等変更届（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（従事者証の紛失、再交付）

- 第17条 従事者証を紛失した場合は、従事者証紛失届（様式第11号）を市長に提出しなければならない。この場合において、従事者証の再交付を受けようとするときは、従事者証再交付申請書（様式第12号）を併せて提出しなければならない。

（遵守義務）

- 第18条 地域駆除隊は、その活動において、法、その他関係法令を遵守しなければならない。
- 2 隊員は、活動中は常に従事者証を携帯しなければならない。
- 3 地域駆除隊は、安全対策に十分留意し、事故が起こることがないよう努めなければならない。
- 4 地域駆除隊は、事業の実施において事故等が発生した場合は、直ちに市長に報告するものとし、隊において責任をもって対応するものとする。
- 5 地域駆除隊は、捕獲した対象鳥獣を現場に放置することなく、適正に処理しなければならない。
- 6 銃器を使用する場合は、銃砲刀剣類所持等取締法を遵守するとともに、公道、都市公園等、社寺境内及び墓地、住居集合地域等、多数の人が集まる場所等での使用を避けること。
- 7 銃器使用の時間帯は、危険防止を図るため、日の出から日没までとする。
- 8 鳥類駆除に係る銃器使用や箱わな・くくりわなを設置する際は、土地所有者の承諾を事前に受けた土地であること。
- 9 箱わな及びくくりわなの設置個数は、従事者1人当たりのわなの設置個数は30個以内と

し、1日で見回れる個数以内とする。

10 くくりわなの設置場所については、事故を防止するため、住居周辺、公園登山道近辺、日曜祝祭日等の休日や行楽シーズンで人の入り込みの多い場所等は避けて設置すること。

11 箱わな及びくくりわなを設置する際は、猟具ごとに、見やすい場所に、従事者の氏名、電話番号、許可者名、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間、捕獲しようとする鳥獣の種類を記載した標識並びに周辺住民に対する注意喚起看板等の設置等を行うこと。

12 捕獲に使用する猟具については、放置することのないよう許可期間終了まで適切に管理すること。なお、許可期間終了後は速やかに撤去すること。

(事業の取消し)

第19条 市長は、この要綱の規定に違反する行為があった場合又は法令違反若しくは不正な行為があり地域駆除隊として活動させることが適当でないと認めた場合は、事業を中止するものとする。

(実施期間)

第20条 事業の実施期間は、申請書を提出した年度の末日までとし、翌年度も継続して事業を実施する場合は、改めて申請を行わなければならない。

(隊員の増減)

第21条 地域駆除隊は、事業期間中に隊員に増減があった場合及び狩猟免許の追加取得者があった場合、隊員の増減及び狩猟免許の追加取得者の届（様式第13号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出があった場合、当該地域駆除隊に係る集落を代表する農区長及び農業者の代表（集落農区長又は農家組合長）、自治会長、市駆除隊、隣接する地域駆除隊等に地域駆除隊隊員の増減及び狩猟免許取得者の追加について（様式第14号）の情報提供を行うものとする。

(事業の辞退)

第22条 地域駆除隊は、都合により事業期間中に事業を辞退する場合は、辞退届（様式第15号）を市長へ提出しなければならない。

(報償金)

第23条 地域駆除隊に対し、熊本市有害鳥獣捕獲作業に係る報償金等交付要領に基づく各種報償金、鳥獣被害防止総合対策交付金の鳥獣捕獲報償金を交付する。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、地域駆除隊事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和 元年 8月29日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和 2年 2月26日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行時に既に地域駆除隊に選定されたものの熊本市有害鳥獣地域駆除隊事業の実施については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 6 年 2 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 11 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 9 月 11 日から施行する。